平成26年 第4回(定例)由 布 市 議 会 会 議 録(第6日)

平成26年12月17日(水曜日)

議事日程(第6号)

平成26年12月17日 午前10時00分開議

- 日程第1 請願・陳情について
- 日程第2 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて「平成26年度由布市一般会計 補正予算(第3号)」
- 日程第3 議案第62号 県営圃場整備事業の損失補償について
- 日程第4 議案第77号 和解及び損害賠償の額を定めることについて
- 日程第5 議案第78号 由布市職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第6 議案第79号 由布市国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第7 議案第80号 由布市奨学資金に関する条例の一部改正について
- 日程第8 議案第81号 由布市挾間高齢者等就業支援センターの指定管理者の指定について
- 日程第9 議案第82号 由布市城ヶ原農村公園の指定管理者の指定について
- 日程第10 議案第83号 由布市庄内農産加工センターの指定管理者の指定について
- 日程第11 議案第84号 平成26年度由布市一般会計補正予算(第4号)
- 日程第12 議案第85号 平成26年度由布市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
- 日程第13 議案第86号 平成26年度由布市介護保険特別会計補正予算(第2号)
- 日程第14 議案第87号 平成26年度由布市簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第15 議案第88号 平成26年度由布市農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第16 議案第89号 平成26年度由布市水道事業会計補正予算(第1号)
- 日程第17 日出生台演習場対策特別委員会の設置
- 日程第18 日出生台演習場対策特別委員会委員の選任

追加日程

- 日程第1 発議第9号 年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に関す る意見書
- 日程第2 発議第10号 日出生台演習場における在沖縄米軍による実弾射撃訓練の実施に伴う 速やかな情報の公表開示を求める意見書
- 日程第3 閉会中の継続審査・調査申出書

本日の会議に付した事件

日程第1 請願・陳情について

日程第2 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて「平成26年度由布市一般会計 補正予算(第3号)」

日程第3 議案第62号 県営圃場整備事業の損失補償について

日程第4 議案第77号 和解及び損害賠償の額を定めることについて

日程第5 議案第78号 由布市職員の給与に関する条例の一部改正について

日程第6 議案第79号 由布市国民健康保険条例の一部改正について

日程第7 議案第80号 由布市奨学資金に関する条例の一部改正について

日程第8 議案第81号 由布市挾間高齢者等就業支援センターの指定管理者の指定について

日程第9 議案第82号 由布市城ヶ原農村公園の指定管理者の指定について

日程第10 議案第83号 由布市庄内農産加工センターの指定管理者の指定について

日程第11 議案第84号 平成26年度由布市一般会計補正予算(第4号)

日程第12 議案第85号 平成26年度由布市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)

日程第13 議案第86号 平成26年度由布市介護保険特別会計補正予算(第2号)

日程第14 議案第87号 平成26年度由布市簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)

日程第15 議案第88号 平成26年度由布市農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)

日程第16 議案第89号 平成26年度由布市水道事業会計補正予算(第1号)

日程第17 日出生台演習場対策特別委員会の設置

日程第18 日出生台演習場対策特別委員会委員の選任

追加日程

日程第1 発議第9号 年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に関す る意見書

日程第2 発議第10号 日出生台演習場における在沖縄米軍による実弾射撃訓練の実施に伴う 速やかな情報の公表開示を求める意見書

日程第3 閉会中の継続審査・調査申出書

出席議員(21名)

 1番 太田洋一郎君
 2番 野上 安一君

 3番 加藤 幸雄君
 4番 工藤 俊次君

 5番 鷲野 弘一君
 6番 廣末 英德君

 7番 甲斐 裕一君
 8番 長谷川建策君

9番	二ノ智	官健治君	10番	小林彗	善弥子君
11番	新井	一徳君	12番	佐藤	郁夫君
13番	佐藤	友信君	14番	溝口	泰章君
15番	渕野に	ナさ子君	16番	佐藤	人已君
17番	田中真	真理子君	18番	利光	直人君
19番	生野	征平君	20番	太田	正美君
21番	丁藤	安雄君			

欠席議員 (なし)

欠 員(1名)

事務局出席職員職氏名

局長 秋吉 孝治君

書記 江藤 尚人君

書記 三重野鎌太郎君

説明のため出席した者の職氏名

市長	首藤	奉文君	副市長	島津	義信君
教育長	加藤	淳一君	総務部長	相馬	尊重君
総務課長	梅尾	英俊君	財政課長	御手洗	先祐次君
総合政策課長	溝口	隆信君	会計管理者	森山	金次君
産業建設部長	生野	重雄君	健康福祉事務所長	衛藤	哲雄君
環境商工観光部長	平井	俊文君	挾間振興局長	柚野	武裕君
庄内振興局長	生野	隆司君	湯布院振興局長	加藤	勝美君
教育次長	日野	正彦君	消防長	甲斐	忠君

午前10時00分開議

○議長(工藤 安雄君) 皆さんおはようございます。本定例会も本日が最終日です。議員及び執行部各位には、連日の審査、また寒さの中で現地調査等でお疲れのことと存じますが、最後までよろしくお願い申し上げます。

ただいまの出席議員数は21人です。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

執行部より、市長、副市長、教育長、各部長及び関係課長の出席を求めています。 本日の議事日程は、お手元に配付の議事日程第6号により行います。

○議長(工藤 安雄君) まず、日程第1、請願・陳情についてを議題といたします。

本定例会に付託しました請願4件、陳情4件について、常任委員長に審査の経過と結果につい て報告を求めます。

まず、総務常任委員長、佐藤人已君。

〇総務常任委員長(佐藤 人已君) 皆さん、おはようございます。総務常任委員長の佐藤人已で ございます。ただいまより請願・陳情の審査報告をいたします。

本委員会に付託の請願・陳情は、審査の結果、下記のとおり決定したので、由布市議会会議規 則第143条第1項の規定により報告します。

日時は平成26年12月12日、審査、まとめをしました。場所は庄内庁舎第1会議室、出席 は私以下委員全員の出席を記載しております。

まず、請願の整理番号9、受理年月日、平成26年11月4日、件名、集団的自衛権行使容認 の閣議決定を撤回し、それの基づく立法化を行わないよう関係機関に意見書を提出することを求 める請願について。

|委員会の意見。安倍内閣は、ことし7月の臨時閣議で、従来の憲法解釈を変更し、自国が攻撃 を受けていなくても他国への攻撃を実力で阻止できる集団的自衛権の行使を容認すると決定しま した。

今回の請願は、この閣議決定の撤回を求めるとともに、閣議決定に基づく法整備を行わないよ うに意見書の提出を求めるものです。

平成26年第3回定例会で、由布市議会として、「安倍内閣がすすめる集団的自衛権容認に反 対する請願」を不採択としています。慎重審査の結果、全員一致で不採択とすべきと決定しまし た。

次に、陳情受理番号6、受理年月日平成26年11月25日、請負工事の随意契約手続におけ る「重大な問題事項」について調査を求める陳情。

委員会の意見として、陳情者に出席を求め願意を確認したところ、陳情者が住民監査請求した 市発注の請負工事の随意契約手続における重大な問題事項について、監査委員に対して、議会と して再度監査を依頼し、結果の公表を求めるというものでした。

第3回定例会で報告を受けた平成25年度決算審査意見書には、陳情者が指摘するような重大 な問題事項についての記載はありません。詳細説明時の代表監査委員の口頭説明では、決算審査 意見書と相違があると受け取られかねない発言が見受けられました。このことに対する質疑で代 表監査委員は、わかりやすく関心を高めていただけるように強調した言い方で詳細説明をしたが、 決算審査意見書の内容と詳細説明の内容は同じですと答弁しています。

平成25年度事務事業については、第3回定例会で決算報告、監査報告を受けた後、議会として特別委員会で慎重に審議し、適切に事務処理されていると判断して、決算認定しました。

慎重審査の結果、全員一致で不採択とすべきと決定しました。

続きまして、受理番号7、受理年月日、平成26年11月25日、件名、ミニボートピアがも たらす負の影響について対策とその財源が確保されるまで営業開始見合わせを求める陳情。

委員会の意見。陳情者に出席を求め、願意を確認したところ、ミニボートピア設置によって多くの負の影響が懸念されることから、市長に対して営業開始を見合わせるよう働きかけてほしいという内容でした。

この話が持ち上がった当初から、施設設置による自然環境や交通環境の悪化、青少年への悪影響を懸念する声がありました。当時の総務委員会では、現地視察を行い、関係者等から詳しい説明を受けながら、1年かけて慎重に審査しました。現地視察を実施した施設では、周囲が心配するような環境への悪影響や交通障害、青少年への悪影響は見受けられませんでした。治安は改善され、施設周辺の環境整備が図られており、地元発展に寄与していることなどを確認しました。

本会議では、平成25年第1回定例会において、地元の強い要望を受けて、ミニボートピア設置賛成の陳情を採択しています。その後、由布市と大村市との間で、設置後の運営等に関する協議を行い、ことし4月30日に、設置に関する協定書を結びました。現在、既に開業に向けた準備が進んでいる段階です。

慎重審査の結果、全員一致で不採択とすべきと決定しました。

続きまして、受理番号8番、受理年月日、平成26年11月25日、件名、議員の請負禁止規 定の順守を求める陳情。

委員会の意見。陳情者に出席を求め、願意を確認したところ、由布市議会議員二親等以内の親族が経営する会社と由布市との請負契約について、過去及び現在の契約実態について、議会として調査し、結果を公表してほしいというものでした。

議員の親族会社が市と法令違反の契約をしないように求めるものですが、法律に違反するような契約はないと認識していますし、議員の親族会社に対する契約実態の調査については議会の権限外と考えます。

慎重審査の結果、全員一致で不採択とすべきと決定しました。

以上、報告を終わります。

- ○議長(工藤 安雄君) 次に、教育民生常任委員長、二ノ宮健治君。
- **〇教育民生常任委員長(二ノ宮健治君)** 皆さん、おはようございます。教育民生常任委員長の二

ノ宮健治でございます。請願に関する審査報告を行います。

本委員会に付託の請願は、審査の結果、下記のとおり決定したので、由布市議会会議規則第 143条第1項の規定により報告をいたします。

日時は平成26年12月12日金曜日でございます。場所は、湯布院庁舎2階会議室、出席者 につきましては、加藤幸雄副委員長以下教育民生常任委員会全員でございます。

裏面が審査結果でございます。

受理番号11、受理年月日、平成26年11月25日、年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に関する意見書(決議)の採択を求める請願書。

委員会の意見。本請願は、老後の生活保障の柱である年金を将来にわたり確実に受給できるよう、年金積立金の安全かつ確実な運用を政府に求めるものです。

政府は、成長戦略で「日本再興戦略」などにおいて「公的・準公的資金の運用の在り方」について検討を掲げ、年金積立金管理運用独立行政法人(GPIF)に対しリスク性資産割合を高める方向で基本ポートフォリオ、これは資金の構成割合というぐあいに説明を受けていました。——の見直しを始めとする改革を求めてきました。

年金積立金は、厚生年金保険法等の規定に基づき、専ら被保険者の利益のために長期的な観点から、安全かつ確実な運用を堅持すべきものであります。また、年金運用は、あくまで被保険者の意思確認によるものであり、政府が一方的な見直しの方向を示すことは問題であります。

しかし、委員会審査の中で、1つ、超少子高齢化社会を迎えようとする中、年金積立金の枯渇に対する政府的対応からGPIFにおける運用改革とガバナンス改革のもとでの分散投資によるリスクコントロールを行いながらの年金資金運用は必要である。2番目として、ステークホルダー――これは利害関係者というように訳していますが、お手元に資料を差し上げていますのでよく読んでください――としての労使代表は、既にGPIF委員として選出されており、その意思反映が行われている体制は樹立されている等、意見が出されました。

このことから、今請願願意の中の「被保険者の利益のために長期的な視点から、安全かつ確実な運用を堅持する」ことを趣旨とした修正を加えた意見書を提出することを全員一致で採択すべきと決定をいたしました。

審査結果につきましては、採択すべきであります。ぜひ皆さんの御賛同をよろしくお願いいた します。

以上です。

- 〇議長(工藤 安雄君) 次に、産業建設常任委員長、長谷川建策君。
- **○産業建設常任委員長(長谷川建策君)** 皆さん、おはようございます。産業建設常任委員会委員 長の長谷川でございます。請願・陳情の審査報告をいたします。

本委員会に付託の請願・陳情は、審査の結果、下記のとおり決定したので、由布市議会会議規 則第143条第1項の規定により報告いたします。

日時、平成26年12月12日金曜日、現地調査、審査、まとめ。場所、現地(請願箇所)、 庄内庁舎健康増進室。出席者、記載のとおりです。書記、議会事務局。

請願受理番号8、受理年月日、平成26年9月5日、件名、庄内町高岡葛原地区に市営簡易水道の設置について。

委員会の意見。本請願は庄内町葛原地区の庄内簡水区域への編入・拡大の計画変更と簡易水道の設置を求めるものです。今議会会期中に結果を得られず、なお審査を要すると判断し、継続審査に付すべきと決定しました。

審查結果、継続審查。

受理番号10、受理年月日、平成26年11月25日、件名、市道編入に関する請願について。 委員会の意見。本請願は、庄内町柿原189番地1付近から柿原125番地付近の里道につい て市道路線の認定を求めるものです。12月12日に現地調査を行い、地域住民の高齢化やコン クリート舗装の激しい損傷等から、住民による維持管理が大変困難な状況にあると感じられまし た。当該里道を市の市道認定基準と照合してみると、路線の一端が公道に接しているものの、他 端に車両の転回可能な回転場があるとは認めがたい状況にあり、関係用地の状況について紹介議 員及び地域住民に確認を行いました。

地権者及び自治委員から、用地提供承諾書が提出をされました。市道認定基準に基づく回転場を確保するための用地については、市に提供する意思があることを確認できました。

以上のことから、関係用地等について地域住民と十分な確認を行い、協議が整い次第、市道路 線の認定を行うべきと判断をいたしました。

慎重審査の結果、全員一致で採択すべきと決定しました。

審査結果、採択すべきと決定。

陳情、受理番号5、受理年月日、平成26年11月25日、件名、塚原全共跡地のメガソー ラー建設に関連した陳情。

委員会の意見。本陳情の審査に当たっては、陳情者に委員会への出席を求め、趣旨及び願意の 説明を受けました。陳情書本文には、記載の1から4までのことが書かれ、文末は、「ファンド クリエーションによる排水路工事の申請について、地域住民の生命と財産を守る立場から、住民 説明会の開催を初めあらゆる角度から慎重に対応していただくように、市当局に勧告していただ きたい」となっており、文面からは、趣旨及び願意を確認することができなかったため、陳情者 に確認を行いました。

陳情者の説明で、趣旨及び願意は、メガソーラー建設そのものについてではなく、排水路工事

を行う事業者に対して慎重に進めるよう、市に勧告してもらいたいという内容であることを確認 しました。ただし、地域外から、市に対する勧告決議をすべきとの意味合いまではなく、意見を してほしいという趣旨であることでした。

共進会跡地周辺の状況と昨今の全国的な災害状況を踏まえると、地域住民の生命と財産を守る 観点から、排水路工事を慎重に進めるよう求めるという願意は理解できます。しかし、共進会跡 地に隣接する山地災害危険区域は市も確認、認識していることで、法令・条例等に基づいて県や 関係機関と協議を行いながら住民の安全を確保していくことは当然のことです。

以上のことにより、市議会から市に対し、願意を満たすための勧告決議までを行うものではないと判断に至り、慎重審査の結果、全員一致で趣旨採択とすべきと決定しました。

審査結果、趣旨採択すべきと決定。

以上、報告を終わります。

○議長(工藤 安雄君) 委員長の報告は終わりました。

これより審議に入ります。

なお、委員長報告に対する質疑については、審査の経過と結果に対する疑義にとどめることを お願いしておきます。

まず、請願受理番号8、庄内町高岡葛原地区に市営簡易水道の設置方については、継続審査です。

次に、請願受理番号9、集団的自衛権行使容認の閣議決定を撤回し、それに基づく立法化を行 わないよう関係機関に意見書を提出することを求める請願についてを議題として質疑を行います。 質疑はありませんか。4番、工藤俊次君。

○議員(4番 工藤 俊次君) 受理番号9番、集団的自衛権行使容認の閣議決定を撤回し、それに基づく立法化を行わないよう関係機関に意見書を提出することを求める請願についての委員長への質疑を行います。

閣議決定後の状況です。日米軍事協力の指針、ガイドラインにはその戦闘地域での補給や輸送などの兵たん活動を行えるようにするところに大きな狙いと実際の危険があるということになっておりますが、そういうところは審査をされたのでしょうか。

- 〇議長(工藤 安雄君) 総務常任委員長。
- ○総務常任委員長(佐藤 人已君) そういうところの審査はしておりません。
- ○議長(工藤 安雄君) ほかに質疑はございませんか。渕野けさ子さん。
- ○議員(15番 渕野けさ子君) 委員長に確認の意味でお聞きしたいことがあります。

7月の臨時閣議で、従来の憲法解釈を変更し、自国が攻撃を受けなくても他国への攻撃を実力で阻止できる集団的自衛権の行使を容認すると決定しましたというふうに書かれておりますが、

私はその閣議決定というのは、従来の憲法解釈を変更しているとは思えない。ということは、前回の解釈を変更しというんですけれども、9条の憲法解釈そのものは変更されていない、昭和47年以降のその基本に沿ってということで閣議決定されていると認識しております。

自国が攻撃を受けなくても他国への攻撃を実力で阻止できるという、こういうくくりになるのかもわかりませんけれども、そういうことをもっときめ細かく、委員会で議論されたのかどうか、ちょっとそこのところを確認したいと思っております。

- 〇議長(工藤 安雄君) 総務常任委員長。
- ○総務常任委員長(佐藤 人已君) ただいまの質問にお答えします。

余り小さい部分までの、この件に関して意見もなかったし、余り小さいところまでの議論はしておりません。

- 〇議長(工藤 安雄君) 渕野けさ子さん。
- ○議員(15番 渕野けさ子君) 私が、この審査結果についてじゃなくて、この委員会の意見の中で、やはり憲法解釈を変更しというのがすごく、これはこの方向でいきましょうということを、共通理解を求めるための閣議決定だったと思うんですが、一番基本のことは、この憲法の範囲内でということが一番問題だったと、私は受けとめて思っております。その範囲内でのことでしたので、従来の憲法解釈を変更しというのがどうもこの文章そのものがちょっと、余り大枠でくくり過ぎているのかなというふうに感じましたので、そこのところをちょっと確認したかったわけです。
- 〇議長(工藤 安雄君) 総務常任委員長。
- ○総務常任委員長(佐藤 人已君) ただいまの質問にお答えします。

憲法9条を変更しないという面では、委員会の中でも意見が出されまして、その点については協議をしております。

- ○議長(工藤 安雄君) ほかに質疑はございませんか。溝口泰章君。
- ○議員(14番 溝口 泰章君) 今、同僚議員の質疑と同趣旨になるんですけれども、委員会の意見の2行目後半から、他国への攻撃を実力で阻止できる集団的自衛権の行使を容認すると決定したのが安倍内閣だということをおっしゃっているんですけれども、これは行使容認決定ではなくて、解釈を、そういう解釈ができるということを共通理解するというふうに閣議で決定なされたはずなんです。この表現だと、行使容認の決定ということは、憲法を変えざるを得ないことが前提になってしまうんじゃないでしょうか。容認ではないはずです。解釈をというところをきちんと表現しないと、この表現では行き過ぎている理解をしているという誤解を招きかねないので、危険な表現だと思いますけれども、いかが。その辺あたりをどういうふうに委員会で議論なさったのか、経緯をちょっと教えていただきたいんです。

- 〇議長(工藤 安雄君) 総務常任委員長。
- ○総務常任委員長(佐藤 人已君) 他国への攻撃を実力で阻止できる集団的自衛権の行使を容認すると決定しましたという文面ですね――のところが、ちょっと行き過ぎではないかという質問でありますけれども、そういう内容も、9条あたりの内容も含めて議論をしましたけれども、その結果、こういう文章になったわけでございまして、そういうことです。議論はしておりますので。
- 〇議長(工藤 安雄君) 溝口泰章君。
- ○議員(14番 溝口 泰章君) その議論は認めるにしても、その結果の表現が、私はこれ、委員長のおっしゃる集団的自衛権の行使を容認すると決定ということまで、ところの段階まではいっておりませんので、こういう表現はしちゃいけないというふうに私は考えるんですけれども、そこが議論されたかどうかということなんです。
- 〇議長(工藤 安雄君) 総務常任委員長。
- ○総務常任委員長(佐藤 人已君) 容認すると決定しましたという文言の質問でありますけれど も、9条の変更は基本的にしないという議論はありまして、行使を容認すると決定しましたとい う、ちょっとあやふやな文章になっておるかもしれませんけれども、委員皆さんの気持ちは、 9条の変更はないということであります。
- 〇議長(工藤 安雄君) 溝口泰章君。
- ○議員(14番 溝口 泰章君) ですから、集団的自衛権の行使を容認じゃなくて、の解釈を変更することにはなったわけです。そこまででとどめるべき表現だったと思いますけれども、その点いかがですか。
- 〇議長(工藤 安雄君) 総務常任委員長。
- ○総務常任委員長(佐藤 人已君) ただいまの質問に対しまして、そのとおりであろうかと思いますけれども、一応文章表現が悪かったということは認めざるを得ません。
 以上です。
- **〇議長(工藤 安雄君)** ほかに。小林華弥子さん。
- ○議員(10番 小林華弥子君) 済みません。同じような趣旨の質問なんですけれども、今、同僚議員が2人それぞれ話していることに対しての委員長の答弁がちょっと整合が合わないので、 改めて委員会の中でそういう議論をされたかどうかだけ聞かせてください。

まず、従来の憲法解釈を変更しと書いてある部分について、同僚議員としては、これは憲法解 釈は変更していないんではないかという質問でした。

ただ、この請願書に書かれている文言を読みますと、請願者としては、これまで従来の歴代政 府は、半世紀以上にわたって憲法 9 条のもとでは集団的自衛権は行使できず、行使するならば憲 法9条の改正が必要だとしてきたことが、現安倍内閣としては、今までの憲法9条を変えなくて も行使ができるというふうにしたので、これを憲法の解釈を変更したことだというふうに請願者 は言っております。

委員会の中では、憲法解釈を変更したとかしてないとかということについての議論をしたのかどうか。もししたとしたら、委員会としては憲法解釈を変更したというふうに認識していらっしゃるのかどうか教えてください。

- 〇議長(工藤 安雄君) 総務常任委員長。
- ○総務常任委員長(佐藤 人已君) ただいまの質問にお答えします。

憲法解釈をしたかどうかという内容ですけれども、その点については、深くは議論していません。

○議長(工藤 安雄君) ほかに質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(工藤 安雄君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。工藤俊次君。

○議員(4番 工藤 俊次君) 4番、工藤俊次です。受理番号9番についての賛成討論を行います。閣議決定は、米国が湾岸戦争やイラク戦争のような戦争を起こした際、自衛隊が、これまでは禁止されてきた戦闘地域での補給や輸送などの兵たん活動を行えるようにするところに大きな狙いと実際の危険があります。自衛隊が戦闘地域での軍事活動を行えば、攻撃対象になるのは明らかであり、安倍首相は、攻撃されれば武器を使用することを認めています。殺し殺される国にすることであり、地域や世界の平和とは全く無縁な姿であります。

また、日米のガイドライン再改定に向けて公表された中間報告では、周辺事態、後方地域というこの制約を取り払い、米国の地球規模の戦争に日本が参戦し、自衛隊が戦闘地域まで行って米軍と一緒に軍事活動を行う方向が打ち出されています。

日本の未来と若者の命を脅かす閣議決定の撤回と、海外で戦争する国づくりのための法改悪など、閣議決定を具体化する一切の作業の中止を求めるこの意見、支持し、本請願への賛成討論といたします。

○議長(工藤 安雄君) ほかに討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(工藤 安雄君) これで討論を終わります。

これより請願受理番号9の請願についてを採決いたします。この請願に対する委員長報告は不 採択です。よって、原案について採決いたします。この請願は、原案のとおり決定することに賛 成の方の起立を求めます。

〔議員20名中起立6名〕

○議長(工藤 安雄君) 起立少数です。よって、請願受理番号9の請願については不採択とする ことに決定いたしました。

次に、請願受理番号10、市道編入に関する請願についてを議題として質疑を行います。質疑 はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(工藤 安雄君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(工藤 安雄君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより請願受理番号10の請願について採決いたします。この請願に対する委員長報告は採択です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員20名中起立20名〕

○議長(工藤 安雄君) 起立多数です。よって、請願受理番号10の請願については採択することに決定いたしました。

次に、請願受理番号11、年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に関する意見書(決議)の採択を求める請願書を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

- ○議長(工藤 安雄君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。 これから討論を行います。討論はありませんか。4番、工藤俊次君。
- ○議員(4番 工藤 俊次君) 受理番号11番についての賛成討論を行います。

政府は、成長への投資に合憲するとして、GPIFに求めてきた運用の見直しでは、利殖資産への投資が大幅に拡大しているものとなっています。国民年金と厚生年金の積立金は約132兆円に上ります。このうち約127兆円をGPIFが運用しています。安全資産として60%あった国内債券の運用を35%に縮小する一方で、リスク資産である国内株式、外国株式はそれぞれ12%を25%に倍増し、合わせて50%に拡大されます。外国債券も11%から15%に増やし、リスク資産の割合を65%に拡大する方針を打ち出しています。これまでも年金積立金は株価対策に利用されてきました。リーマンショック時には2兆6,000億円の追加投資を行いながらも、株価は一時的に上昇しただけでした。一方、株式運用では、リーマンショック前の2007年、8年度には、国内株式で10兆4,000億円、外国株式で7兆円の大損失を出しています。また、株式運用を委託した銀行や証券会社には、2013年度、222億円もの手数料を国民の年金保険料から支払っています。

株価は上がったり下がったりするわけですから、株式市場です。先のことは誰にもわかりません。だからこそ投機であって、将来下がって損失を出せばそのツケは年金者と年金保険料を納める国民に回ってきます。

カジノ資本主義と呼ばれる現在にあって、国民の財産をばくちに使うようなものだとの批判の 声が上がるのも当然であります。この意見書は、リスク資産への運用拡大を厳しく批判し、反対 するものとはなっていないことに大いに不満があります。国民の懸念の声、不安の声が届くこと を期待して、賛成討論といたします。

○議長(工藤 安雄君) ほかに討論ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(工藤 安雄君) これで討論を終わります。

これより請願受理番号11の請願について採決いたします。この請願に対する委員長報告は採択です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員20名中起立20名〕

○議長(工藤 安雄君) 起立多数です。よって、請願受理番号11の請願については採択することに決定いたしました。

次に、陳情受理番号5、塚原全共跡地のメガソーラー建設に関連した陳情を議題として質疑を 行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(工藤 安雄君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(工藤 安雄君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより陳情受理番号5の陳情について採決いたします。この陳情に対する委員長報告は趣旨 採択です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員20名中起立20名〕

○議長(工藤 安雄君) 起立多数です。よって、陳情受理番号5の陳情については趣旨採択とすることに決定いたしました。

次に、陳情受理番号6、請負工事の随時契約手続における重大な問題事項について調査を求める陳情を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。小林華弥子さん。

〇議員(10番 **小林華弥子君**) 総務委員長にお伺いします。

ちょっと私、この陳情の願意がよくわからないんで、よく理解ができないんですけれども、確認だけ。委員会の中でどういう審議をされたのか、確認だけお願いしたいんですが、陳情書に、

この事業について、ことし1月に議会に調査をお願いしたら断られました。2度の監査請求が門前払いされたので、9月に、第100条による調査をお願いしましたが、これも断られましたと書いてあるんですけど、議会にこういう依頼があって断ったとかという事実は、私は少なくとも、委員会じゃないからかもしれませんけど、知らなかったんですけれども、委員会としてこういうことがあって、どこが断ったのかを確認したのかどうかというのが1点。

そしてもう一つ、陳情の願意がよくわからないんですけど、議会として監査委員に監査を依頼 しろって言っているんですけど、議会が監査委員に監査を依頼する、議会も監査委員の選出を行 っていて、議会も一部監査機能を持っていると思うんですけど、そこら辺の、私ちょっと願意が よくわからなかったんですが、委員会の中ではどういうふうにこれを把握されたのか、教えてく ださい。

- 〇議長(工藤 安雄君) 総務常任委員長。
- ○総務常任委員長(佐藤 人已君) ただいまの質問にお答えします。

まず、監査委員さんに対しての願意を確認したら、監査委員さんに対しての質問であったので、 当委員会としては、監査委員さんの質問に対して取り下げた経緯がございます。その理由あたり を一緒に、監査委員さんがたまたま、議選の監査委員さんが当委員会に所属しておりますので、 そういうところの願意と、それに対する監査委員の意見としての意見を聞いて、慎重に審査しま した。

以上でございます。

- ○議長(工藤 安雄君) いいですか。(発言する者あり)総務常任委員長。
- ○総務常任委員長(佐藤 人已君) 議長に対して公開質問状が出されまして、その返事から見まして、そういう事実はないということでございました。

以上でございます。

- ○議長(工藤 安雄君) 10番、小林華弥子さん。
- ○議員(10番 小林華弥子君) 議会として監査に依頼するというのはわかりました。表示上にあるんですね、そういうこと。

その調査をお願いした、議長にそういう文書が来ていたけれども、委員会のほうでそれを審査して、委員会が断ったんじゃなくて、議長に来ていたところでそういう調査をしないというふうな判断がされていたということでしょうか。総務委員会が調査を断ったということではないんでしょうか。

- 〇議長(工藤 安雄君) 総務常任委員長。
- ○総務常任委員長(佐藤 人已君) いや、そういうことではありません。
- ○議長(工藤 安雄君) ほかに質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(工藤 安雄君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(工藤 安雄君) 討論なしと認めます。

これより陳情受理番号6の陳情について採決いたします。この陳情に対する委員長報告は不採 択です。よって、原案について採決いたします。この陳情は、原案のとおり決定することに賛成 の方の起立を求めます。

〔議員20名中起立0名〕

〇議長(工藤 安雄君) 起立少数です。よって、陳情受理番号6の陳情については不採択とする ことに決定いたしました。

次に、陳情受理番号7、ミニボートピアがもたらす負の影響について対策とその財源が確立されるまで、営業開始見合わせを求める陳情を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。 10番、小林華弥子さん。

○議員(10番 小林華弥子君) ミニボートピアのことについては、由布市議会としては一定の 結論を出しているということだったと思うんですけれども、昨今、別府市議会のほうでもこのミ ニボートピアが問題になっているとマスコミでも報道されております。別府の自治区の人たちが、 16自治区が、それこそ慎重にしてほしいというようなことを申し出ているというようなことが ありました。

委員会では、この陳情を審査するに当たって、そういう近隣自治体の動向というのは加味された議論や審査が行われたんでしょうか。

- 〇議長(工藤 安雄君) 総務常任委員長。
- ○総務常任委員長(佐藤 人已君) ただいまの質問にお答えします。

別府市に問い合わせをしたら、心配している。環境の変化等が問題になっているという面では、 ちょうど陳情者の方から説明を受けました。その点に関して、別府市のそういう意見が出るので あるのなら、もうちょっと早い時期にそういう意見を出してもらったほうがよかったと解釈をし ております。

- 〇議長(工藤 安雄君) 小林華弥子さん。
- ○議員(10番 小林華弥子君) 委員長報告では、1年かけて慎重に審査した中で、周囲が心配するような環境への悪影響とか交通障害への悪影響は見受けられなかったから市議会として結論を出したというふうな意味で書かれていると思うんです。

ただ、別府市のほうで問題になっているのは、あそこからの水源地に近いということで心配を

されている声が上がってきたんだと思います。由布市議会で審査したときに、そういう別府のほうに水の影響があるかどうかということの懸念は、当時考えられていなかったんではないかなと思いますが、改めて委員会として、そういう新しく出てきた別府方面への環境に影響を与えるんではないかというようなことについて調査ですとか審査をしたのかどうか教えてください。

- 〇議長(工藤 安雄君) 総務常任委員長。
- ○総務常任委員長(佐藤 人已君) ただいまの質問にお答えします。
 水の影響がどうあるかという審査はしておりません。
- ○議長(工藤 安雄君) 14番、溝口泰章君。
- ○議員(14番 溝口 泰章君) 今、同僚議員の質疑と同じような形なんですけれども、ただ、この別府からの不安材料が提起されたというのはごく最近でございます。したがって、この陳情書の内容には、この部分にはふれられておりません。しかし、そういう動きが出てきたということは、委員会としてこれからの審議の中で、あるいは委員会の会議の中で取り扱うべきなのか、それとも、もう由布市は1年かけて慎重に審査してオーケーを出したということで、こういう見合わせに関する陳情などは不採択ということでいくのか、その方向性についての協議を聞かせてください。
- 〇議長(工藤 安雄君) 総務常任委員長。
- ○総務常任委員長(佐藤 人已君) ただいまの質問にお答えします。

当委員会では取り上げたかった問題だと思うのですが、きょうの新聞だったと思います、そういう問題を新聞で知りまして。まず、この結果を出したときにはそういう問題もありませんでしたので、委員会としては取り上げる気持ちもなかったというのが回答でございます。

- 〇議長(工藤 安雄君) 溝口泰章君。
- ○議員(14番 溝口 泰章君) したがって、今後、委員会として、この別府市議会から出た、市からも来るかもしれません、意見が。そういう場面も十分に考えられるので、要望になりますけれども、こういう事案が発生しているということを委員会でも心にとめ置いて、そういう事態になった際の対応を、もう既にこの段階から始めて言ってほしいと願っております。

以上です。

○議長(工藤 安雄君) ほかに質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(工藤 安雄君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(工藤 安雄君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより陳情受理番号7の陳情について採決いたします。この陳情に対する委員長報告は不採択です。よって、原案について採決します。この陳情は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員20名中起立2名〕

○議長(工藤 安雄君) 起立少数です。よって、陳情受理番号7の陳情については不採択とする ことに決定いたしました。

次に、陳情受理番号8、議員の請負禁止規定の順守を求める陳情を議題として質疑を行います。 質疑はありませんか。10番、小林華弥子さん。

○議員(10番 小林華弥子君) たびたび済みません。1点だけ教えてください。

委員長報告の最後に、議員の親族会社に対する契約実態の調査については、議会の権限外と考えますというふうにあるんですが、この陳情の願意は、こういう議員の請負禁止規定、地方自治法に定められていることに反しているんではないかということが見受けられるので、ぜひ議会としてそこら辺を調べてほしいということだったと思うんですが、そういうことの陳情が出されたときに、そういう自治法で規定されていることに実態が合っているかどうかということについて調査をする権限が議会にないというふうに言われていますが、これは私は、どういう理由で権限外だと言われているのかわからないんですが、なぜこれは議会の調査権に入らないんでしょうか。ここの議会の権限外と考えます、の根拠みたいなものを教えてください。

- 〇議長(工藤 安雄君) 総務常任委員長。
- ○総務常任委員長(佐藤 人已君) ただいまの質問にお答えします。

まず、議員になったとき、議員に立候補して届け出たときに、選挙法でクリアしています。その点で、またそれと政治倫理条例が由布市にはありませんので、そういうところから、調査権がないという判断をしました。

- 〇議長(工藤 安雄君) 小林華弥子さん。
- ○議員(10番 小林華弥子君) そういうことがあるから、調査をするまでには至らないという 判断だったらわかるんですけど、議会の権限外ではないと思うんです。これ議会の調査権の範囲 内だと思います。議員の倫理規定だとかそういうことではなくて、地方自治法で定められている ことに実態が合っていないのではないかと、由布市の現状が。だからそのことを調べてほしいと 言っているので、議員の倫理性だとかどうだとかではなく、実態として地方自治法違反があるの かどうかということを調査しようと言われたら、一応の調査はできるはずだと思う。それをすべ きかどうかは委員会判断だと思うんですけれども、権限は私はあると思うんですが、そこら辺は どうなんでしょうか。
- 〇議長(工藤 安雄君) 総務常任委員長。

○総務常任委員長(佐藤 人已君) ただいまの質問にお答えします。

権限はあるかもしれませんけれども、当委員会としては、権限外ということで認定をしたわけ でございます。

以上です。

- 〇議長(工藤 安雄君) 小林華弥子さん。
- ○議員(10番 小林華弥子君) 済みません。しつこいようですけど、権限はあるけれども、その権限を行使すべきではないというふうに判断したというふうに受け取っていいんでしょうか。
- 〇議長(工藤 安雄君) 総務常任委員長。
- ○総務常任委員長(佐藤 人已君) そのとおりです。

まず、議員の二親等内でのいろんな問題があるかないかというのは、証拠もありませんし、皆さんが単なる文書で提示するだけの問題でありますので、そういうことは証拠がないのに、まだ議員が一生懸命になって調査をする権限はない――権限はあるかもしれませんけど、当委員会としては行使しておりません。

以上でございます。

- ○議長(工藤 安雄君) ほかに質疑ございませんか。14番、溝口泰章君。
- ○議員(14番 溝口 泰章君) 確認いたしたいと思います。

二親等以内の親族が経営する会社の関連議員がいるという前提でこの陳情が出ているように理解しているんですけれども、現実として二親等以内の親族経営している議員がいるのかというのがまず1点。そして、もしいるとすれば、委員会の中での議論に際しては除斥になるはずですけれども、除斥議員が出たのかどうか。その2点、教えてください。

- 〇議長(工藤 安雄君) 総務常任委員長。
- ○総務常任委員長(佐藤 人已君) ただいまの質問にお答えします。

二親等以内の議員がおるかおらんか。その内容をチェックしたときに、選挙法で定められておりますように、もう選挙に立候補した時点で役員あたりの、全部役員をやめていますので、該当者はいないというふうに判断をしました。

そしてまた、役員を引いても株あたりを50%以上持っていると会社の運営に係る権力が生まれますので、そういう人もいないということで、対象者はいないという判断をしました。 以上です。

○議長(工藤 安雄君) ほかに質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(工藤 安雄君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(工藤 安雄君) 討論なしと認めます。

これより陳情受理番号8の陳情について採決いたします。この陳情に対する委員長報告は不採択です。よって、原案について採決します。この陳情は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員20名中起立1名〕

○議長(工藤 安雄君) 起立少数です。よって、陳情受理番号8の陳情については不採択とする ことに決定いたしました。

○議長(工藤 安雄君) 次に、日程第2、承認第4号から、日程第16、議案第89号までの 15件を一括議題とします。

付託しております各議案について、各常任委員長にそれぞれの議案審査にかかる経過と結果に ついて報告を求めます。

まず、総務常任委員長、佐藤人已君。

○総務常任委員長(佐藤 人已君) 総務常任委員長の佐藤人已です。ただいまから委員会審査の 報告をいたします。

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、由布市議会会議規則第 110条の規定により報告します。

日時は、平成26年の12月11日と12月12日でございます。場所は庄内庁舎大会議室、 出席者は、私以下記載のとおりでございます。担当課は記載のとおりです。書記は議会事務局。

では、承認第4号専決処分の承認を求めることについて「平成26年度由布市一般会計予算 (第3号)」。

経過及び理由。11月21日に衆議院が解散したことにより、12月14日投票の衆議院議員 総選挙に伴う歳出入予算を専決したものです。2,162万9,000円で、全額が県支出金です。 慎重審査の結果、全員一致で承認すべきと決定しました。

続きまして、議案第77号和解及び損害賠償の額を定めることについて。

経過及び理由。市所有の公用車が平成26年8月22日、湯布院町下湯平の国道210号を走行中、前方不注視により、公用車の前部が前を走行中の車の後部に衝突した後、対向車線にはみ出し、対向車の前部に衝突した事故です。100%の過失割合を認め、損害賠償の額を216万円に定めたものです。委員から、最近は交通事故の報告が多く、職員に対して一層の注意喚起を促す意見が出されています。

慎重審査の結果、全員一致で原案可決すべきものと決定しました。

続きまして、議案第78号由布市職員の給与に関する条例の一部改正について。

経過及び理由。勤勉手当について、本年の人事院勧告による国家公務員の給与改定に準じて平成26年度支給の勤勉手当支給月数を0.15月、再任用職員は0.05月、それぞれ増額するものです。また、一般職員の給料表についても、国家公務員の給与改定に準じ、平均で0.3%引き上げる改正を行っています。

慎重審査の結果、全員一致で原案可決すべきものと決定しました。

続きまして、議案第84号平成26年度由布市一般会計補正予算(第4号)。

経過及び理由。歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億1,556万3,000円を追加し、 歳入歳出予算の総額をそれぞれ192億7,844万3,000円とするものです。

繰越明許費は、庁舎建設事業費1億1,520万円、由布川地域都市再生整備事業1億9,272万8,000円、消防庁舎建設事業6億1,091万1,000円となっています。

債務負担行為補正の大分県畜産公社新施設整備建設費補助金1,647万円は、豊後大野市犬 飼の食肉処理施設の老朽化に伴う新施設建設の補助金で、大分県と県内全ての市町村が負担する ものです。

歳入では、市民税、固定資産税、軽自動車税、たばこ消費税、入湯税については、当初見込みの修正分を計上、歳出の主なものでは、人件費として人事院勧告並びに大分県人事委員会の勧告に準じて、月例給と勤勉手当の引き上げを行っています。また、職員手当等や共済費についても、実績見込み等による調整を行っています。幾つかの課で時間外手当の増額補正が計上されていましたが、委員から、事務分担を適正に行い、職員に残業が偏ることのないよう求める意見が出されました。

総務費では、由布市に住みたい事業490万円については、定住促進の申請件数が増となり、 住宅リフォーム費補助金と仲介手数料の増額を計上しています。定住促進事業の担当部署につい ては、より市民に身近な地域振興課への変更も検討すべきではとないかとの意見が出ています。

行政事務情報化推進事業135万3,000円は、光ケーブル移設工事に伴う電柱移転工事費です。

湯布院地域づくり推進事業の減額は、電源立地交付金事業で幸せの湯に太陽光パネルを設置する事業が中止になったことにより、庄内地域づくり推進事業に組み替えたものです。庄内地域づくり推進事業で消防団の小型ポンプ2台を購入しています。電源立地交付金事業の事業実施に当たって、十分な検討と地域間調整を含めて柔軟な対応を求めます。また、幸せの湯の温泉事業については、地域活性化の拠点施設であり、地元の意向を確認した上で、早期再開を期待する意見が出されています。

湯布院地域づくり推進事業、防衛調整交付金事業1,600万円は、湯布院町の消火栓設置工

事と防火水槽設置工事です。

由布川地域都市再生整備事業は、設計監理委託の入札減により700万円の減額、平成26年 度事業費が確定したことにより国庫補助金1,877万5,000円を減額補正しています。

防犯体制確立事業は、挾間町下市地区と古野地区の防犯灯設置補助金と由布見通りの防犯カメラ設置の補助金です。

防衛施設周辺整備総務費では、米海兵隊移転訓練対策事業費362万2,000円を米海兵隊移転訓練対策に伴う経費として計上しています。米海兵隊訓練に当たっては、市民の安心・安全を確保する取り組みの強化を図ることと、関係機関に対して最大限の情報開示を求めていくよう強く要望します。

慎重審査の結果、全員一致で原案可決すべきものと決定しました。

以上、報告を終わります。

○議長(工藤 安雄君) ここで、暫時休憩いたします。再開は11時15分といたします。

午前11時03分休憩

午前11時15分再開

〇議長(工藤 安雄君) 再開します。

総務常任委員長より発言を求められておりますので、許可します。総務常任委員長。

○総務常任委員長(佐藤 人已君) 総務常任委員長です。先ほど説明しました承認第4号専決処分の承認を求めることについて「平成26年度由布市一般会計予算」と言いましたけれども、「一般会計補正予算」でありますので、訂正をしたいと思います。

それと、議案第84号、ずっと真ん中辺のちょっと下のほうですけれども、庄内地域づくり推進事業で、消防団の小型ポンプ2台を「購入しています」と言いましたけれども、「購入予定をしています」ということに訂正をして、お願いしたいと思います。

以上です。

- 〇議長(工藤 安雄君) 次に、教育民生常任委員長、二ノ宮健治君。
- ○教育民生常任委員長(二ノ宮健治君) 教育民生常任委員長の二ノ宮健治でございます。委員会 審査報告をいたします。

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、由布市議会会議規則第 110条の規定により報告をいたします。

日時は12月の11、12、2日間でございます。場所は湯布院庁舎2階会議室、出席者につきましては加藤幸雄副委員長以下、教育民生常任委員長、常任委員会全員でございます。担当課は記載のとおりでございます。

時間の関係で、早口ですが、しっかりお聞きください。

議案第79号由布市国民健康保険条例の一部改正について。

平成26年政令第365号による国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、条例を改正するものです。

今回の改正は、被保険者が出産したときに当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し支給される出産育児一時金の額を現行39万円から40万4,000円に引き上げるものです。

条例の施行は平成27年1月1日からです。

慎重審査の結果、全員一致で原案を可決すべきと決定いたしました。

次に、議案第80号由布市奨学資金に関する条例の一部改正について。

今回の改正は、26年3月定例会での委員会審査意見を受け、入学一時金制度の導入と連帯保証人制度を変更するもので、早速の対応であり評価をしたいと思ってます。

連帯保証人は、現行制度では同一家族以外の市内在住者と県内(市内)在住者で保証能力のあるものとなっていますが、これを、1名を保護者とし、他を、家族及び同居のもの以外で県内在住者の成人で、独立した生計を営み、かつ十分な保証能力のあるものに改め、新たに連帯保証人に所得証明の提出が義務づけられました。入学一時金制度につきましては、市民の強い要請に基づき、新たに導入するものです。

対象者は、新たに大学及びそれに準ずる学校(大学、短大、専門学校、大学院)へ入学するもので、20万円を限度として貸し付けるものです。募集は年3回行い、改正後の連帯保証人制度が適用されます。

委員会の審査では、入学一時金制度の導入に対しては評価する声が強く、ただ、貸し付け額 (高校月額1万2,000円、大学同じく2万円)が少し低いのではとの指摘に、返済(大学生 の場合、入学金を合わせて月額1万4,000円を9年半で支払います)を考慮した場合、現行 が適正だとの回答がありました。

また、保証人については、申請時に保証人としての自覚、責務を明確にするために、誓約書の 提出などを検討すべきとの意見が出されました。

慎重審査の結果、全員一致で原案を可決すべきと決定いたしました。

議案第81号由布市挾間高齢者等就業支援センターの指定管理者の指定について。

本件につきましては、由布市挾間高齢者等就業支援センターの指定管理期間が平成27年3月末に終了することに伴い、平成27年4月以降も引き続き公益社団法人由布市シルバー人材センターを指定管理とするものです。

センターの設置目的が高齢者の生きがい対策の一環として高齢者の意欲と能力に応じた多様な 就業の機会が確保されるよう支援し、高齢者が積極的に地域社会へ参加することを促すというこ とであり、このことがシルバー人材センターの設置目的と合致することから、公募によらない選 定により決定をされました。

シルバー人材センターの事業が、会員数、契約金額ともに順調に推移していることは、湯布院 事業所の開設わずか4年での会員数35名の確保など、会の努力の結果であり、評価するととも に、今後も引き続き設置目的に沿った運営により、高齢者の社会参加を促していただきたいとの 意見が出されました。

慎重審査の結果、全員一致で原案を可決すべきと決定いたしました。

議案第84号平成26年度由布市一般会計補正予算(第4号)。

本補正予算について、当委員会に関する主なものといたしまして、歳出では、3款民生費2項3目子育て支援費での放課後児童健全育成事業委託金27万8,000円は、冬休み・春休みの長期休暇時における放課後児童クラブ「くすのき児童クラブ(挾間小学校)」です。開設に伴う委託料、同じく3目母子福祉費で、ひとり親家庭等医療費助成金扶助費229万5,000円は、医療費の伸びと平成24年12月より現物支給が開始されたことにより、申請額が増加したことによるものであります。

次ページ、10款教育費1項2目事務局費で、教育奨学資金繰出金100万円は、指定寄附により、教育奨学資金に積み立てるもの。同5項1目学校給食費で、助成費として10万円を計上、27年度入学時から実施するために学校給食食物アレルギー診断書料について助成を行うもの。同じく7項2目体育施設でのスポーツ施設整備事業費工事請負費として737万6,000円は、挾間B&G海洋センター屋根防水改修工事が、当初防水シートのみの予算を計上していたが、下地全体の取りかえが必要になったための増加分でございます。

当委員会の審査を通じて、次のような意見及び指摘事項が出されました。

臨時福祉給付金給付事業で、時間外手当が計上されていますが、7月1日に申請が開始されて 以後、未申請者が多いためにさまざまな工夫がなされていることに評価するとともに、今後も申 請100%に向けた取り組みを要請いたしました。

手話通訳者講習会出席のための時間外手当については、今回1名分が計上されていますが、最低でも各庁舎1名の配置が必要と思われるので、検討をお願いいたしました。

学校給食センターに食物アレルギー対応委員会が設置されることに伴い、学校給食におけるアレルギー事故を未然に防ぐために、総合的な対応マニュアルを早急に作成するよう要請をいたしました。

小松寮の民営化に伴う経緯の報告がありましたが、小松寮民営化検討委員会や保護者の説明会などは開催されていますが、保護者への説明不足や、市長を初めとする執行部の民営化に対しての積極的な取り組みが不足しているように思いました。早急な対応をとるよう要請をいたしまし

た。

慎重審査の結果、全員一致で原案を可決すべきと決定いたしました。

議案第85号平成26年度由布市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)。

本補正予算は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ32万4,000円を追加し、歳入歳出予算の 総額をそれぞれ44億8,104万5,000円とするものであります。

歳出で、第1款総務費1項1目一般管理費、委託料に国保情報データベースシステム改修費と して32万4,000円を計上するもので、この財源は一般会計からの繰入金を充てるものでご ざいます。

慎重審査の結果、全員一致で原案を可決すべきと決定いたしました。

次に、議案第86号平成26年度由布市介護保険特別会計補正予算(第2号)。

本補正予算は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ2,224万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ40億2,136万6,000円とするものであります。

歳出で、2款保険給付費2項1目介護予防サービス等諸費での地域密着型介護予防サービス給付負担金112万4,000円は、施設での従来の大部屋から小部屋へのユニット化が進み、このための負担金が増加したものです。

同じく6項1目特定入所者介護サービス等費は、低所得者の要介護者が施設サービスや短期入所サービスを利用した際の食費・居住費について給付するもので、対象者の増加等により2,109万8,000円の追加計上、歳入は歳出に対しての各機関からの負担割合に応じた負担金等を充当しております。

慎重審査の結果、全員一致で原案を可決すべきと決定いたしました。

報告は以上です。御賛同よろしくお願いいたします。

- 〇議長(工藤 安雄君) 次に、産業建設常任委員長、長谷川建策君。
- **○産業建設常任委員長(長谷川建策君)** 少し長くなりますが、御辛抱ください。産業建設常任委員会委員長の長谷川建策です。委員会の審査報告をいたします。

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、由布市議会会議規則第 110条の規定により報告いたします。

日時、平成26年12月10、11、12。議案審査、まとめ。場所は挾間庁舎4階大会議室 及び庄内庁舎2階健康増進室と現地。出席者、記載のとおりです。担当課、記載のとおりです。 書記、議会事務局。

議案第62号県営圃場整備事業の損失補償について。

経過及び理由。本議案の県営圃場整備事業は、旧挾間町で地域農業及び集落営農等の推進を目的として取り組みが行われてきた事業で、事業実施のため、受益農家が旧挾間町農協から借り入

れた債権のうち未収となっている元利金について、市が農協に対し損失補償を行うものです。

前議会の会期中では、1、由布市土地改良事業資金融資補償条例に定める議会の議決の状況、 2、旧挾間町農協が行った債務者からの元利金等回収状況の2点について十分な内容確認をとる ことができなかったとし、継続審査としました。

2について、債務者に対し、旧挾間町及び旧挾間町農協との連名で送付された納入依頼文書や、 大分県農協名で送付された支払い期日、入金依頼文書など、請求事務等における書類の確認をし ました。また、元利金の回収状況については、大分県農協より由布市に提出のあった貸出金取引 の履歴明細書、各工区の入金用預金通帳等により債務者からの定期的な入金が確認でき、旧挾間 町、旧挾間町農協及び大分県農協が債権の回収に努力してきた経過が認められました。

当時の県営圃場整備事業は、国策として工区農家が一斉に取り組むことを推進し、債務の補償を地方自治体が行わなければならない状況が背景にあったと思われます。国の政策として進められてきた事業において、一部の債務者と地方自治体に最終的な責任が残ってしまう事業に遺憾の意を覚えるところでありますが、閉会中に行った調査の結果と今回の農村漁業資金損失補償契約証書の内容を踏まえ、市による損失補償はやむを得ないと判断を行いました。

ただ、損失補償を行うべき事案となった農林漁業耕地整備資金については、既に完済をしている受益農家もあることから、債権の回収及び公平性を保つため、農家への説明をし得る体制の整備に努めていただきたい。

慎重審査の結果、全員一致で原案可決すべきと決定いたしました。

議案第82号由布市城ヶ原農村公園の指定管理者の指定について。

経過及び理由。本議案は、庄内町の城ヶ原農村公園の指定管理を指定したものです。指定管理者の選定については、条例に基づき、公募によらない指定管理者の選定がされています。現在、由布市庄内町観光協会が指定管理者を受託しており、施設の管理運営が行われています。指定管理期間満了後も引き続き由布市庄内町観光協会を指定管理者に指定し、施設の管理運営を行うものです。指定管理期間は平成27年4月1日より平成31年3月31日までの4年間となっております。

今回の指定管理施設は、平成25年の収支報告書で240万円の翌年度への繰越金が上げられ、 施設の有効活用と安定的な管理運営が可能で、地域の活力が積極的に活用され、管理が行われて いることを確認できました。

しかし、一方では指定管理施設に附帯する温泉施設の修繕費が今補正予算で計上されています。

これまでも、当委員会として指定管理施設の修繕計画、一定以上の利益を見込めることができる施設については財産処分の検討等の意見を行ってきました。指定管理の本来の目的を考え、指定管理の期間、管理施設の改修費等の負担額及び負担方法については、指定管理施設全体的に検討を行い整備する必要があると考えられます。

今回の修繕費は、協定書により管理施設の改修については1件30万円以上のものについては それぞれ協議するものとされており、一般会計からの修繕に問題があるわけではないですが、例 えば一定以上の利益を見込めることができる施設については、売上金の一部を修繕費として積み 立てるなど、自立して改修等を行っていく体制を検討すべき施設もあると思われます。

慎重審査の結果、全員一致で原案可決すべきと決定いたしました。

議案第83号由布市庄内農産加工センターの指定管理者の指定について。

経過及び理由。本議案は、庄内町の農産加工センターの指定管理者を指定するものです。指定管理者の選定については、条例に基づき、公募によらない指定管理者の選定がされています。現在、当施設は市の直営で管理を行っているところであるが、新たに株式会社由布ポタジェを指定管理者として管理を行うものです。指定期間は、平成27年4月1日から平成31年3月31日までの4年間となっております。

指定管理による運営を行うことになれば、水道光熱費等の負担も増えることから、運営面において多少心配される点もありましたが、販路の拡大等による増収に取り組んでいくとの説明を受けました。由布ポタジェが提出した事業計画には、地産地消はもとより、集荷・出荷を行うための体制確立や農作物の需要と供給のマッチング、食育活動による学校給食への食材の提供など、由布市の地産地消政策に合ったものとなっていました。農作物の生産状況や消費者となる旅館等のニーズ調査まで、体制を確立するまでに時間を要する作業が必要になると思われるが、これまでと同様に、執行部も協力しながら、市の地産地消の拠点施設となるように育成されていくことを期待します。

慎重審査の結果、全員一致で原案可決すべきことを決定いたしました。

議案第84号平成26年度由布市一般会計補正予算(第4号)。

経過及び理由。本補正予算のうち当委員会に関する主なものとして、歳出予算、衛生費の水道 未普及地域改善事業は、庄内町上渕の尾足水道組合の貯水タンク新設と配管工事、湯布院町川西 鬼ケ畑地区のボーリング工事に対して工事費の6割分をそれぞれ補助するもの。

農林水産業費の中の中山間地域直接支払対策事業及び農地・水・環境保全向上対策事業では、 協定面積から追加による増額、畜産経営支援事業は、畜産農家に対する補助金で、当初計画から の頭数の増減があったことによるものです。

商工費の地域イメージ向上対策事業は、指定管理を行う城ヶ原農村公園内の温泉施設の配管及

び浴槽の修繕費。

土木費の地域内道路整備事業は、防衛庁調整交付金を充当して行う湯布院町並柳線の道路改良 工事費と、単独事業分が国のがんばる地域交付金の対象となったことにより組み替えを行うもの。 住宅管理事業は、6戸の市営住宅の修繕費。公営住宅整備促進事業は、市営山添住宅3棟と若 葉住宅1棟の取り壊しの工事費で、国のがんばる地域交付金を充当するもの。

災害復旧費の農業用施設災害復旧費は、台風11号、19号の被災による農地4カ所、水路2カ所、農道4カ所の工事請負費、公共土木施設災害復旧費も同じく台風の被災によるもので、 市道2カ所の工事請負費となっております。

慎重審査の結果、全員一致で原案可決すべきと決定をいたしました。

議案第87号平成26年度由布市簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)。

本補正予算は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ17万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ8億2,912万1,000円とするもの。

詳細については記載のとおりでございます。

慎重審査の結果、全員一致で原案可決すべきと決定しました。

議案第88号平成26年度由布市農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)。

経過及び理由。本補正予算は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ213万6,000円を追加し、 歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億274万円とするもの。

詳細は記載のとおりでございます。

慎重審査の結果、全員一致で原案可決すべきと決定いたしました。

最後に、議案第89号平成26年度由布市水道事業会計補正予算(第1号)。

本補正予算は、収益的収支では、水道事業収益に65万4,000円を追加し、総額を5億3,784万3,000円と水道事業費用を370万3,000円を減額し、総額を6億375万8,000円とするもの。また、資本的収支では、収入に221万9,000円を追加し、総額を1億9,754万4,000円と、支出に21万9,000円を追加し、総額を4億46万円とするもの。詳細は記載のとおりです。

慎重審査の結果、全員一致で原案可決すべきと決定いたしました。

報告を終わります。皆さんの御賛同をよろしくお願いいたします。

〇議長(工藤 安雄君) 各常任委員長の報告が終わりました。

これより審議に入ります。委員長報告に対する質疑については、審査の経過と結果に対する疑 義にとどめることをお願いしておきます。

まず、日程第2、承認第4号専決処分の承認を求めることについて「平成26年度由布市一般 会計補正予算(第3号)」を議題として質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(工藤 安雄君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(工藤 安雄君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより承認第4号を採決します。本案に対する委員長報告は承認です。本案は委員長報告の とおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員20名中起立20名〕

- ○議長(工藤 安雄君) 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり承認されました。 次に、日程第3、議案第62号県営圃場整備事業の損失補償についてを議題として質疑を行い ます。質疑ありませんか。鷲野弘一君。
- ○議員(5番 鷲野 弘一君) お疲れさまでございます。鷲野弘一です。今回のこの62号のことに対しまして、委員長にお尋ねします。いつごろから、JAから督促状というんですか、払い込みの書類が由布市のほうに来ていたのか。督促状、それがいつごろから来ていたのか。まだまだ。

それとまた、定期的な入金があったとあるが、三十数名の方が入金をしなかったという、たしか話を聞いておりますが、それについて、この方たちが少しでもお金を入れていたのか、それについてもお尋ねをします。

今回、これ県営の圃場整備事業であって、国策としてやっているという意味は十分にわかるんですけれども、この由布市の管内におきましては個人で圃場整備をして、効率化を図ってきた農家もたくさんおります。こういう中において、これを一般の予算の中からこういうのに振り出してほんとにいいのか。それでまた、これに対して、皆さんに今から説明をして歩くというふうにありますけれども、担保等をとるというふうな話をしているのか、その辺についてどのように討議されたか、お尋ねします。

- **〇議長(工藤 安雄君)** 産業建設常任委員長。
- **○産業建設常任委員長(長谷川建策君)** 鷲野議員の質問にお答えします。

督促状が来たのは平成14年です。5月。

それから36名の債務者は、全然入れておりません。入金のあとは見られません。 (発言する者あり) 失礼、一部だけ入金がありました。

それから担保をとる話は、委員会としてはしておりません。ただ、農政課、それから担当課が 努力しながら、取り立てについては、回収については努力するとの意見をいただいております。 以上です。

- 〇議長(工藤 安雄君) 5番、鷲野弘一君。
- ○議員(5番 鷲野 弘一君) ありがとうございます。36名の方が債務者としてある中で、まだお金はやはりそういうふうに入れていないという答弁をいただきました。また、14年度からこれ、まだ合併前ですね。合併前から、もう旧挾間町のときからこれはわかっていたことであり、合併後もやはりこれは、定期的にJAのほうから督促状が来ていたのではないかというふうに思うわけですけれども、歴代の方々は、これに対してはどのような対応をされていたのか、行政側として。そこについての答弁を求めます。

また、今後も説明会でしていくと。でも、36名、この中でお金を払っていないというのに、 担保等をやはりとらなければ、無駄な税金の支払いになるのではないかというふうに思いますの で、そこのところをどのように考えられているのか。ただもう農政課のほうに任せればいいとい うふうな考え方ではちょっとおかしく思いますので、ここのところの対応はどのようになってい るのか、もう一度そこのところをお聞かせください。

- 〇議長(工藤 安雄君) 産業建設常任委員長。
- **○産業建設常任委員長(長谷川建策君)** 鷲野議員にお答えします。

委員会としてもその件は十分に検討し、審議をしております。

ただ、農政課に全て任せるということではなく、定期的に今後私たちと協議をしながら、回収 に向け努力をするということです。それでよろしいですか。

- ○議員(5番 鷲野 弘一君) それと──まだちょっとさっきの質問終わっていないから。請求書がどのように例年来ていたのか、その辺の確認もされているのかどうか。
- **○産業建設常任委員長(長谷川建策君)** それは市の行政に提出された通帳、台帳、このくらいあるのを確認しました。このくらいありましたから。 以上です。
- 〇議長(工藤 安雄君) 鷲野弘一君。
- ○議員(5番 鷲野 弘一君) 通帳はもうたくさんあるのは、それはわかりますけれども、JAのほうからどのように請求をされたのかというのがまず第一だというふうに私は思います。

私が思うのには、個人でもやはり耕地整備をされてきている方もいると。国の事業、県の事業を入れてしなければできなかった。これがあるから今の農業があるというふうに言われた方もいますけれども、私は、個人でもやはり効率性を上げるために、機械が大型化、周りがそういうふうな楽な機械になればうちも入れるというふうなことで、みんなやっぱりそれなりに改善してきております。

これは三十何名の方に大変申しわけないですが、担保等の設定をするなり、しないうちはこのお金は執行すべきではないというふうに思いますので、そこのところが、担保をどのようにする

かというのが第一の問題だと思います。そこのところをもう一遍委員長の意見を聞かせてください。

- 〇議長(工藤 安雄君) 産業建設常任委員長。
- **○産業建設常任委員長(長谷川建策君)** お答えします。

執行はもういたします。決定しましたので。取りやめることはできません。

それから、各工区ごとに、当時のさわやか農協組合長鷲野正美さんから、お父さんじゃないかなと思うんだけれども、文章的に依頼書及び請求書をずっと出しております。それを確認いたしております。

以上です。

- ○議長(工藤 安雄君) ほかに質疑ございませんか。14番、溝口泰章君。
- ○議員(14番 溝口 泰章君) 結論部分のところでございます、報告の。債権の回収及び公平性を保つため、農家へ説明をし得る体制の整備に努めていただきたいという内容についてですけれども、これは債権の回収を農政課にお任せして、今後とも続けるということがまず1点だと思います。そして、公平性を保つため、既に完済している農家へ説明するのか、それとも、まだ支払いを済ませてない農家へ説明するのか、どちらを対象にしているのか、この2点をちょっと確認させてください。
- 〇議長(工藤 安雄君) 産業建設常任委員長。
- **○産業建設常任委員長(長谷川建策君)** 溝口議員にお答えします。

まず、36名の中に、もうどこに行っているかわからない人もおるわけです。そういうことまで努力して行政側は行っていくということです。その決意を委員会としてはほんとに確認し、大事にしたいと思っております。

それから、公平性、払った方とまだ払っていない方の一緒に説明会をするわけにいきませんので、その点も、やはり委員会としてじっくり話して、払った人には何らかの形で報告等をせないかんと思っております。そういう協議をいたしました。

以上でございます。

- ○議長(工藤 安雄君) 溝口泰章君。
- ○議員(14番 溝口 泰章君) 36名の中の大部分が不明というわけではないと思います。まだ払える、あるいは今同僚議員が指摘しましたように、担保をとってきちんと払う下地をつくるというのも必要だと思います。それをここでは公平性と言っていますけれども、実際こういう問題では、公平だけじゃなくて公正な立場で判断をする必要があると思うんですけれども、そういう議論は委員会では。
- 〇議長(工藤 安雄君) 産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長(長谷川建策君) お答えします。

その点については、十分過ぎるほど議論をいたしました。そして、担保をとるかとらんか、その点に関しても議論しました。今後とも、やりっ放しじゃなくて、今後もその支払いについては十分に、みんなと一緒に協議をしながら、執行部と一緒になってやっていく考えでおります。 以上です。

○議長(工藤 安雄君) ほかに質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(工藤 安雄君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。5番、鷲野弘一君。

○議員(5番 鷲野 弘一君) 私は、これに対して反対のことから、反対の趣旨で意見を言いたいと思います。

これは市民の血税を担保もとらない、まだ何も形のないような、できてないようなことで、執行すること自体に私は反対をします。もう少しぴしゃりとした形ないしをやはりあらわしてから執行すべきではないかというふうに思います。

以上、終わります。

○議長(工藤 安雄君) ほかに討論ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(工藤 安雄君) これで討論を終わります。

これより議案第62号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員20名中起立18名〕

- ○議長(工藤 安雄君) 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。 次に、日程第4、議案第77号和解及び損害補償の額を定めることについてを議題として質疑 を行います。質疑ありませんか。14番、溝口泰章君。
- ○議員(14番 溝口 泰章君) 済みません。経過理由のところで、100%の過失割合ですから、一層の注意喚起を促す意見ということでございますけれども、具体的にどのようなことをすべきだというふうに提案なさったんでしょうか。
- 〇議長(工藤 安雄君) 総務常任委員長。
- ○総務常任委員長(佐藤 人已君) ただいまの質問にお答えします。

当委員会としましては、要するに一層の注意喚起を促すということで、職員に対して、職員が 事故を起こしたときの報告あたりをすぐにすることと、含めまして、処分あたりをどうするか検 討を、処分に対しては行政のほうで規約がありますので、その規約に従って処分するのですけれ ども、委員会としては、余りにも事故が大きいし、また100%の過失でありますので、そこに関しまして、処分がちょっと甘いのではないかとか、いろんな意見が出されました。その結果、こういう文書になったわけでございます。

以上です。

- ○議長(工藤 安雄君) 溝□泰章君。
- ○議員(14番 溝口 泰章君) 委員長のおっしゃるとおり、やっぱりこの100%ということ、特にこの事故原因などは、前方不注視なんていう、もう基本中の基本をできずに追突して、はみ出て対向車に当たって、そのトラックも営業賠償まで含めて大きな額になっているということは、普通の注意だけではもう足りないと思います。一層の注意喚起ということを具体的にこれから委員会を通じて執行部のほうに提案するぐらいの厳しさを持ってもよろしいかと思いますので、そのあたり、きちっとした対応をお願いいたしたいと思います。
- 〇議長(工藤 安雄君) 総務常任委員長。
- ○総務常任委員長(佐藤 人已君) そのとおりにしたいと思います。
- ○議長(工藤 安雄君) ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(工藤 安雄君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(工藤 安雄君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第77号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員20名中起立20名〕

○議長(工藤 安雄君) 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。 次に、日程第5、議案第78号由布市職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題として質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(工藤 安雄君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(工藤 安雄君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第78号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告 のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員20名中起立20名〕

○議長(工藤 安雄君) 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。 次に、日程第6、議案第79号由布市国民健康保険条例の一部改正についてを議題として質疑 を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(工藤 安雄君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(工藤 安雄君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第79号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員20名中起立20名〕

○議長(工藤 安雄君) 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。 次に、日程第7、議案第80号由布市奨学金に関する条例の一部改正についてを議題として質 疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(工藤 安雄君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(工藤 安雄君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第80号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告 のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員20名中起立20名〕

○議長(工藤 安雄君) 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。 次に、日程第8、議案第81号由布市挾間高齢者等就業支援センターの指定管理者の指定についてを議題として質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(工藤 安雄君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(工藤 安雄君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第81号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告

のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員20名中起立20名〕

○議長(工藤 安雄君) 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。 次に、日程第9、議案第82号由布市城ヶ原農村公園の指定管理者の指定についてを議題として質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(工藤 安雄君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(工藤 安雄君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第82号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告 のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員20名中起立20名〕

○議長(工藤 安雄君) 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。 次に、日程第10、議案第83号由布市庄内農産加工センターの指定管理者の指定についてを 議題として質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(工藤 安雄君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(工藤 安雄君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第83号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

[議員20名中起立20名]

○議長(工藤 安雄君) 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。 次に、日程第11、議案第84号平成26年度由布市一般会計補正予算(第4号)を議題として質疑を行います。質疑ありませんか。5番、鷲野弘一君。

○議員(5番 鷲野 弘一君) 教育民生常任委員長にお尋ねいたします。

小松寮のこれから先の指定管理におけるタイムスケジュール等はどのようになっているのかお 教えください。

また、食物アレルギー対策委員会ができるというふうにありますけれども、学校指定医との関連はどのようにするのかという話はしているのかどうか、お尋ねします。

- 〇議長(工藤 安雄君) 教育民生常任委員長。
- ○教育民生常任委員長(二ノ宮健治君) お答えいたします。

小松寮の民営化につきましては、ここにちょっと辛口で書かせていただきました。昨年度の3月の時点で、もう少し話が早く進み、この26年度以内に結論が出るのかなと思っていたんですが、経緯につきましていろんな詳細な説明を受けました。確かに検討委員会、それから父兄会といいますか、そういうものを何回も、保護者会というのを何回も開いているんですけど、なかなか詰めた話ができていないということが率直に感じられました。やはり保護者会が何を問題にしているのかとか、それからどこに問題があってこれが進まないかということをもう少し明確にといいますか、市長や副市長が入っていく中で、私はやるべきじゃないかというぐあいに思っていました。今後の日程についてはまだよくわかっていません。最終的に、12月の4日にようやく父兄会の会長が新たに決まって、また十分な議論がなされていないという保護者会からのことに対して、今から話し合いを進めていくということで、めどはまだ立っていないようにありました。

それから、アレルギーの対応委員会のことですが、何度も学校指定医との関係が出たんですけど、これは専門的な知識がなければというようなこともありまして、そこまでははっきりした要請はいたしませんでした。ただ、そういう話は出ました。

ただ、もし事故が起こったときにはすぐに指定医の対応が必要だというようなことの中で、その辺の確認はさせていただきました。

以上です。

- 〇議長(工藤 安雄君) 鷲野弘一君。
- ○議員(5番 鷲野 弘一君) 食物アレルギーのほうですけれども、今までは学校からアレルギーの診断書を持ってくる場合に、別に指定する病院というのは今まで、市側からは指定もなにもありませんでした。それがありますので、もう少しこの辺のところを明確に教えていただきたいというふうに思います。

また、小松寮の問題に関しましては、もう来年度中にはやはりこれはめどが見えるのかどうか、 その辺だけでもちょっとお聞かせ願えますか。

- 〇議長(工藤 安雄君) 教育民生常任委員長。
- ○教育民生常任委員長(二ノ宮健治君) 小松寮のことについては、ここに書いてありますように、できるだけ早急にということの要請だけで、やはり幾らこちらが急いでも、保護者会といいますか、園児があっての施設だというふうに思っていますので、そういう人たちのいろんなものを払拭して次に進まなければならないというぐあいに委員会としては思っていますので。しかし、早急にやるべきだという意見を付しました。

それから、食物アレルギー委員会につきましては、先ほど指定医と言いましたが、専門的な知識が必要だというようなことで、せっかくこういう、市が補助金を出してやる以上、やはりより正確なものを私たちとしては求めるべきじゃないかと。それをやはり当局のほうもしっかり把握をしている中で、専門的な知識等を持った医師にするというようなことを明言しておりました。

- ○議長(工藤 安雄君) ほかに質疑ございませんか。10番、小林華弥子さん。
- 〇議員(10番 小林華弥子君) 総務常任委員長にお聞きをいたします。

電源立地交付金事業についてですけれども、幸せの湯の太陽光パネル設置が中止になったことで庄内の小型ポンプ 2 台に振りかえたという点で、今後、事業実施に当たって十分な検討と地域間調整を含めて柔軟な対応を求めますというふうにあったんですけれども、議案質疑のときにもさせていただきましたが、電源立地交付金事業については、湯布院では地元 4 自治区で毎年順番にこの交付金を充てていたという慣例があります。それが、今回急にこうやって庄内のほうに持っていくことについて、地元との調整や協議をどういうふうにするように話があったのかということが 1 点。

それから、今回、下湯平の分が庄内に振りかえたということですが、例えば来年度分は庄内の 分を湯布院に充てろとかというような意見などは出なかったんでしょうか。

- 〇議長(工藤 安雄君) 総務常任委員長。
- ○総務常任委員長(佐藤 人已君) ただいまの質問にお答えします。

まず、来年度予算に順番として湯布院に電源立地を充てるという質問に対しての答弁ですけれ ども、十分に検討しました。そういうことも含めて、ただし、今は由布市として発足しておりま すので、当然合併をしておりますので、絶対ということはあり得ないという説明も受けておりま す。

それと、地元の幸野の幸せの湯なんですけど、今現在、幸野地区と蓑草地区が入って組合を結成していました。そういうことから、幸野だけで組合をつくったらどうかという意見も確かにありました。その辺を含めまして、事業趣旨等を踏まえて十分議論をしましたけれども、今後、地域間や地域の事業実施について、事前協議等を十分に行うよう、そういう点も協議をしております。

以上でございます。

- 〇議長(工藤 安雄君) 小林華弥子さん。
- ○議員(10番 小林華弥子君) まず1点目の、地元というのは、幸野と蓑草とかいうことだけ じゃなくて、湯布院の場合は4地区を順番に電源立地事業を持っているんです。だから、川西と か、それから下湯平、湯平、幸野、ことし対象じゃなくても、例えば来年、これの事業を受ける 予定だった地区もあると思うんです。来年度の分については、例えば今回、幸野の分が充てられ

なかったので、来年度また幸野に、来年度の分、もう一遍幸野の別の事業に充てるとなったら、本来来年もらうはずだった地区が1年おくれてしまうというようなことがあると思うんです。だから、そういうことについて、その4自治区に対しての説明というものをする必要があるんじゃないかなと私は思うんですけれども、そこら辺の協議があったのかということと、それから由布市全体としての交付金事業だから、この地域間調整を含めて柔軟な対応というのが、湯布院の分を庄内に回すことができたんだから、来年、庄内の分を湯布院に回すことができるんではないか。返すという意味、返すことができるんではないかという趣旨の質問だったので、そこら辺が可能なのかどうか教えてください。

- 〇議長(工藤 安雄君) 総務常任委員長。
- ○総務常任委員長(佐藤 人已君) ただいまの質問にお答えします。

まず、地域別の、庄内がことしとったから来年は湯布院という順番的な質問でありましたけれども、その順番としては、恐らく振興局も考えているんではなかろうかなというふうに考えております。

それと、4地区の順番の問題ですけれども、一応畑地区から順番について、来年は十分に協議をして、矛盾の対応をしないように求めました。

まず、順番的に、幸野がだめやったから、なら次は畑、畑がだめやったら川西と、ぽんと振っても、事務的ないとまもとれませんので、来年度、十分に考えていくように担当課との意見がありました。

以上、答弁を終わります。

○議長(工藤 安雄君) ほかに質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(工藤 安雄君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

2号)を議題として質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(工藤 安雄君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第84号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告 のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員20名中起立20名〕

○議長(工藤 安雄君) 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。
次に、日程第12、議案第85号平成26年度由布市国民健康保険特別会計補正予算(第

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(工藤 安雄君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(工藤 安雄君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第85号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告 のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員20名中起立20名〕

○議長(工藤 安雄君) 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。 次に、日程第13、議案第86号平成26年度由布市介護保険特別会計補正予算(第2号)を 議題として質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(工藤 安雄君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(工藤 安雄君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第86号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告 のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員20名中起立20名〕

○議長(工藤 安雄君) 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。 次に、日程第14、議案第87号平成26年度由布市簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)を議題として質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(工藤 安雄君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(工藤 安雄君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第87号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員20名中起立18名〕

○議長(工藤 安雄君) 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。 次に、日程第15、議案第88号平成26年度由布市農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)を議題として質疑を行います。質疑ありませんか。 [「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(工藤 安雄君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(工藤 安雄君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第88号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告 のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員20名中起立18名〕

○議長(工藤 安雄君) 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。 次に、日程第16、議案第89号平成26年度由布市水道事業会計補正予算(第1号)を議題 として質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(工藤 安雄君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(工藤 安雄君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第89号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員20名中起立18名〕

〇議長(工藤 安雄君) 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

○議長(工藤 安雄君) 次に、日程第17、日出生台演習場対策特別委員会の設置を議題としま

お諮りします。日出生台演習場周辺住民の安全対策のため、委員会条例第6条第1項の規定により、日出生台演習場対策特別委員会を設置することにしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

す。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(工藤 安雄君) 異議なしと認めます。よって、日出生台演習場対策特別委員会を設置することに決定いたしました。

ただいま設置されました日出生台演習場対策特別委員会の定数については、委員会条例第6条 第2項の規定により、8人にいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(工藤	安雄君)	異議なしと認めます。	よって、	日出生台演習場対策特別委員会の定数は
8人に決定い	ハたしました	- 0		

○議長(工藤 安雄君) 次に、日程第18、日出生台演習場対策特別委員会委員の選任を行います。

お諮りします。日出生台演習場対策特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第 1項の規定により、太田洋一郎君、野上安一君、加藤幸雄君、廣末英德君、長谷川建策君、小林 華弥子さん、溝口泰章君、太田正美君、以上8人を指名したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(工藤 安雄君) 異議なしと認めます。よって、日出生台演習場対策特別委員会委員は、 ただいま指名しました方を選任することに決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

十後 0 時 14分 外 憩	

HW 0 11 4 1 1 1 150

午後0時14分再開

〇議長(工藤 安雄君) 再開します。

休憩中に日出生台演習場対策特別委員会の委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果が議 長の手元に届いていますので、報告をいたします。

委員長に廣末英徳君、副委員長に野上安一君、以上のとおり互選された旨報告がありました。ここで暫時休憩いたします。

○議長(工藤 安雄君) 再開いたします。

お諮りします。ただいま議員発議として、発議2件及び各委員会から閉会中の継続審査・調査 申出書が提出されております。

ついては、この3件を日程に追加し、追加日程第1から追加日程第3として議題にいたしたい と思います。これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(工藤 安雄君) 異議なしと認めます。よって、この3件は、追加日程第1から追加日程 第3として議題とすることに決定しました。

追加日程第1. 発議第9号

追加日程第2. 発議第10号

○議長(工藤 安雄君) 追加日程第1、発議第9号及び追加日程第2、発議第10号を一括上程 します。

提出者に提案理由の説明を求めます。

まず、発議第9号について、9番、二ノ宮健治君。

○議員(9番 二ノ宮健治君) 教育民生常任委員長でございます。

発議第9号年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に関する意見書。

上記の意見書を別紙のとおり由布市議会会議規則第14条第1項の規定により提出をいたします。26年12月17日、議長宛てでございます。提出者は、教育民生常任委員長の二ノ宮健治、 賛成者につきましては教育民生常任委員会全員でございます。

提案理由につきましては、年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用を求めるためでございます。

裏面をごらんください。先ほどから何度も説明をいたしましたが、結論といたしましては、年金というものは決して政府のものではありません。そして、年金というものは高齢者の将来をほんとに考えたときに、大切なものであります。そういう中で、やはりここに書いておりますように、被保険者の利益のために、安全かつ確実な運用がもう原則であります。そういうことをこの意見書の中に書いております。

先ほど、工藤俊次議員から意見をいただいたんですが、当初の願意からすると少しやわらかくなっているということは私も認めていますが、このことにつきましては、提出者でありました佐藤郁夫議員を通じまして提出者に意見を求めまして、この辺でいいんかなということであります。そういうことで、以上、地方自治法第99条の規定によりまして意見書を提出します。議長からでございます。

宛て先につきましては、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣に出していた だきたいと思います。ぜひ御賛同いただきますようにお願いいたします。

- ○議長(工藤 安雄君) 次に、発議第10号について、6番、廣末英徳君。
- ○議員(6番 廣末 英徳君) ちょっと風邪ぎみで、変な声になりますが、よろしくお願いいたします。

発議第10号日出生台演習場における在沖縄米軍による実弾射撃訓練の実施に伴う速やかな情報の公表開示を求める意見書。

上記の意見書を別紙のとおり由布市議会規則14条第1項の規定により提出します。平成26年12月11日、由布市議会議長。提出者、由布市市議会議員廣末英德。賛成者は記載のと

おりでございます。

提案理由、日出生台演習場における在沖縄米軍による実弾射撃訓練の実施について、市民の安全・安心を確保するためです。

裏面をごらんください。日出生台演習場における在沖縄米軍による実弾射撃訓練の実施に伴う 速やかな情報の公表開示を求める意見書(案)。

国及び防衛省におかれましては、我が国の平和と安寧秩序のために平素より御尽力を賜り、感謝申し上げます。

さて、在沖縄米軍による日出生台演習場での実弾射撃訓練は、国の専管事項として平成9年に 決定され、関係する旧湯布院町、九重町、玖珠町及び大分県は、いかんともしがたい苦渋の決断 をし、訓練協定が締結されました。

その後、平成11年からこれまで、在沖縄米軍による日出生台演習場での訓練は過去9回実施されてきております。来年2月には、10回目となる訓練が実施予定されていると聞いております。

これからの市民の安全・安心対策を講じるに当たりましては、何よりも防衛省、九州防衛局を 通じて訓練に関する情報の速やかな公開、開示が不可欠であります。

つきましては、来る10回目の訓練の実施に当たりましては、防衛省及び九州防衛局には、これまで以上に訓練に関する情報の積極的かつ速やかな開示公表をしていただきますように強く申し入れをするものであります。

以上、地方自治法99条の規定により、意見書を提出します。平成26年12月17日、由布 市議会議長。宛て先、内閣総理大臣、防衛大臣、九州防衛局。

以上です。皆様の御賛同をよろしくお願いします。

○議長(工藤 安雄君) お諮りします。ただいまの発議2件については、会議規則第第37条第 3項の規定により、委員会付託を省略し、全員による審議にしたいと思いますが、これに御異議 ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(工藤 安雄君) 異議なしと認めます。よって、委員会の付託を省略し、全員による審議 とすることに決定いたしました。

まず、追加日程第1、発議第9号年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に関する意見書を議題として質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(工藤 安雄君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(工藤 安雄君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより発議第9号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員20名中起立20名〕

〇議長(工藤 安雄君) 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、追加日程第2、発議第10号日出生台演習場における在沖縄米軍による実弾射撃訓練の 実施に伴う速やかな情報の公表開示を求める意見書を議題として質疑を行います。質疑ありませ んか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(工藤 安雄君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(工藤 安雄君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより発議第10号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員20名中起立20名〕

〇議長(工藤 安雄君) 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

追加日程第3. 閉会中の継続審査・調査申出書

○議長(工藤 安雄君) 次に、追加日程第3、閉会中の継続審査・調査申出書の件を議題として、 各常任委員会及び議会運営委員会の各委員長から会議規則第111条の規定によりお手元に配付 しておりますように、閉会中の継続審査・調査の申し出があります。

お諮りします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査・調査とすることに御異議 ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

- ○議長(工藤 安雄君) 異議なしと認めます。よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査・調査とすることを決定いたしました。
- ○議長(工藤 安雄君) 以上で、今期定例会に付議されました案件は全て議了いたしました。 会議を閉じます。

これで平成26年第4回由布市市議会定例会を閉会いたします。御苦労さまでした。

午後0時25分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議長

署名議員

署名議員